

答 申

1 審査会の結論

熊谷市長（以下「処分庁」という。）が平成25年11月6日付けで行った、「熊谷市平戸地区内にある、ハイアール建設予定地、市道廃止を行った道路の下にある、N T Tの産業廃棄物が、具体的にどんなものなのか。教えていただきたい」（以下「本件対象情報」という。）を非公開（不存在）とした決定（以下「本件処分」という。）については妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

異議申立て及び審議の経緯は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年10月27日付けで熊谷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し本件対象情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) これに対し処分庁は、同年11月6日付けで、本件対象情報について、「当該文書を取得しておらず、文書不存在のため」との理由により非公開（不存在）の決定を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、同月11日付けで、処分庁に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年2月19日に処分庁から条例第11条の規定に基づく諮問を受けるとともに、行政情報非公開決定理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、同日に処分庁から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、同年3月12日に申立人の口頭意見陳述の聴取を予定したが、申立人の欠席により行われなかった。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

熊谷市は、ハイアールアジアインターナショナル株式会社を平戸地区に誘致するに当たり、市道路線の廃止を行うにつき、N T Tの地下埋設物及び電話回線の移設費について特別な便宜を図っているのであるから、本件対象情報は存在しているはずである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求において求められている行政情報は、熊谷市市道80249号線の

うち、平成25年熊谷市告示(乙)第210号の区域変更により市道ではなくなった部分の土地の地下における、NTTと関連のある産業廃棄物に係るものと考えられる。

- (2) しかし、本市は、当該請求内において指定された土地の地下の産業廃棄物について認識しておらず、当該産業廃棄物に関する文書を取得し、又は作成していない。そもそも、産業廃棄物については、県の所管事項である。
- (3) なお、本件行政情報公開請求内において指定された土地の地下埋設物として、NTTが所有する光ケーブルが存在しているが、当該光ケーブルは現在も使用されており、産業廃棄物ではない。

5 審査会の判断

当審査会の判断は、次のとおりである。

- (1) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、平戸地区へのハイアールアジアインターナショナル株式会社の研究施設の誘致に際して廃止された市道路線の地下にあるNTTの産業廃棄物に関する本件公開請求を行ったことに対して、処分庁が当該行政情報は存在しないとして非公開(不存在)とした決定を不服として行われたものである。

そこで、本件処分の妥当性について判断するため、次のとおり本件対象情報の存否について検討する。

- (2) 本件対象情報の存否について

産業廃棄物に関する事務処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)からも原則として都道府県の所管とされていることが認められる。よって、本件対象情報が存在しないとする処分庁の主張には合理性がある。

また、一般廃棄物については、市町村の所管とされているところ、申立人の請求の本旨が一般廃棄物に係るものであったと仮定しても、処分庁が把握している本件対象情報内の土地における地下埋設物はNTTが所有する使用中の光ケーブルのみであるというのであり、当該光ケーブルは同法第2条第1項に定義される廃棄物に該当しないため、結局、結論において変化はない。

以上を総合すると、本件対象情報は不存在であるとする処分庁の説明に特段不合理、不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないので、本件対象情報について、処分庁が不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

以上のことから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

山口 道昭、渡辺 実、自在 暁

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年2月19日	諮問を受ける
同日	処分庁から行政情報非公開決定理由説明書を受理
同日	処分庁から説明及び審議
同年3月12日	審議
同年4月14日	答申